

【住宅改修 事前申請時の提出書類及び留意事項チェックシート】

※被保険者についての確認事項

- ・住所地和改修予定住居が同じで、在宅者である。
- ・入院、入所中の場合、退院、退所予定の確認。事後申請時に退院、退所ができない又は死亡の場合は受付ができません。

①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

- ・誤りや漏れがないように全ての項目を記載している。
- ・「見積の総合計金額」の欄は、介護保険対象外工事も含めた、見積書の合計金額を記載している。

②住宅の所有者の確認及び承諾書

- ・住宅所有者の承諾書を提出してください。(住宅の所有者が、本人や同居家族の場合は不要です。)

③住宅改修が必要な理由書 (理由書を作成したケアマネジャー等から預かってください。)

④見積書

- ・宛名は、被保険者名(利用者名フルネーム)を記入している。
- ・「改修箇所」「写真番号」「改修内容」「商品名・規格・寸法等」を区分して記載している。
- ・内訳がわかるように、材料費と施工費、諸経費を分けて記載している。(工事一式等は不可)
- ・手すり取り付けの場合、手すりの長さや縦型や横型、L型を記載している。
- ・踏み台やスロープ設置の場合は寸法を記載している。
- ・介護保険住宅改修費の対象外工事が含まれている場合、対象外とわかるように記載し、工事費用も按分している。
- ・床材の変更を行う場合、カタログのコピーを添付している。(必要時、床材以外でもカタログのコピーを依頼する場合があります。)
- ・

⑤図面

- ・宛名は、被保険者名(利用者名フルネーム)を記入している。
- ・普段の生活動線がわかるように図面を作成し、部屋の名称(玄関、居間、寝室、トイレ、また浴室等)を記載している。
- ・図面に改修箇所を記載している。
- ・

⑥改修前の写真

- ・宛名は、被保険者名(利用者名フルネーム)を記入している。
- ・改修箇所ごとの写真を、台紙(写真貼付用紙等)に添付している。
- ・カメラの日付機能や日付を記載したボード等を使用して撮影している。
- ・手すり設置の場合、写真へ設置する部分に線を引いている。
- ・段差解消の場合、段差にメジャーをあてた写真とその近接写真(目盛りが読めるもの)を提出準備している。
- ・改修箇所の全体が確認できる写真を提出準備している。(例えば床上げの場合、床全面の写真等。写真の撮影が広範囲になる場合は、複数枚に分割して撮影してもかまいません。)
- ・写真と見積書及び図面の改修箇所に同じ番号を付け、整合した内容となるようにしている。
- ・
- ・改修箇所の一部しか写っていない・日付がわかりにくい・ピントが合っていない等で状況が確認できない場合は撮り直しをお願いすることがあります。

⑦注意事項

- ・改修内容等に変更が生じた場合は、介護保険課認定給付係へご連絡ください。ご連絡なく施工された場合は、保険給付の対象となりません。 また、工事内容が変更となるときは、再度事前申請が必要です。